

令和7年度農地・農業用施設災害残土置場管理業務委託【単価契約】仕様書

- 1 内 容 大雨災害により漂着した土砂等に関する残土置き場を管理するもの。
- 2 場 所 酒田市常禅寺字川向地内ほか
- 3 期 間 契約の日から令和8年3月31日まで
- 4 作業内容及び条件等
 - (1) 搬入残土敷均し
 - ・搬入された残土について、重機で運搬や敷き均しをするものとする。
 - (2) 搬入路設置
 - ・残土を持ち込む車両のため、敷鉄板の敷設やバックホウ等により、搬入路を設置する。損傷した場合は適時補修すること。
 - (3) 草刈り作業
 - ・土砂の搬入の支障とならないように草刈機を使用し、草刈りを行うものとする。
 - (4) 交通誘導
 - ・土砂を搬入するにあたって、交通の整理をするため、必要な交通誘導員を配置するものとする。
- 5 契約
 - 別紙 数量計算書の各項目1人（時間、日、台・日、枚・日）当たりの単価契約とする。
 - ※単価においては諸経費を含む。
- 6 作業完了報告等の提出方法・期限
 - (1) 本作業が完了したときは、遅滞なく次の報告書を提出しなければならない。
 - ・作業完了報告書、作業写真（作業前、作業中、作業後の写真を撮影し、写真アルバムにまとめて提出のこと）
 - (2) 毎月作業完了後に、提出するものとする。
- 7 委託料の支払い
 - 委託料は毎月払いとし、受託者は、毎月委託者が行う検査に合格したときは委託者に対し委託料の請求書を提出できるものとする。委託者は正当な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受託者に支払うものとする。
- 8 予定数量
 - 数量計算書のとおりとする。
- 9 法令等の遵守
 - ①受託者は業務の遂行にあたって個人情報の保護に関する法律等関係法令を遵守しなければならない。
 - ②独占禁止法等、法令の違反が判明した場合、受託者は委託者に賠償金を支払い、委託者は契約を解除することが出来る。

10 再委託について

委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承認を得たときはこの限りでない。

11 秘密の保持等

委託業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部へ漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

12 一般事項について

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた事項については委託者と受託者が協議し定めるものとする。